



# 空き家問題の解消へ向けて 株式会社クラッソーネと連携 協定を締結

<p>概 要</p>	<p>宍粟市は、空き家対策の推進を目的として、解体工事のプラットフォーム「クラッソーネ」を運営する株式会社クラッソーネと令和8年6月1日に連携協定を締結します。</p> <p>本協定は、適切な管理が難しい空き家の除却を支援し、所有者としての負担を軽減することを狙いとしています。</p> <p>市のホームページに解体費用を概算できるシミュレーターを導入するほか、登録済の解体業者の紹介を受けることが可能となります。専門知識が必要な空き家の解体プロセスを可視化・円滑化することで、空き家の発生抑制と地域の空き家問題の解決を促進します。</p> <p><b>【協定の概要】</b>  <b>締結日</b> 令和8年6月1日  <b>締結者</b>          株式会社クラッソーネ 代表取締役 川口 哲平          宍粟市長 福元 晶三  <b>協定事項</b>          (1) 解体費用シミュレーターの導入・利用          (2) 解体業者等とのマッチング支援          (3) 空き家除却に関する情報発信</p>
<p>参考資料</p>	<p>協定書（案）</p>
<p>問合せ先</p>	<p>住宅土地政策課 TEL 0790-63-3166</p>

## 空き家除却促進に係る連携協定書（案）

宍粟市（以下「甲」という。）と株式会社クラッソーネ（以下「乙」という。）は、次のとおり空き家除却促進に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を活かしながら、宍粟市空き家等の対策に関する条例（令和5年12月19日条例第39号。以下「条例」という。）第1条に定める空き家等のうち、管理不全な状態にある空き家等の除却促進に向けて連携協力を図り、もって空き家等の適正な管理の推進に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 甲が推進する管理不全な状態にある空き家等の除却促進に係る各種施策に関して、乙が持つサービスやノウハウを提供すること
- (2) 甲が指定する管理不全な状態にある空き家等に対して、乙が運用するシステムやホームページ（以下「システム等」という。）を活用し、乙は甲に対して必要なアドバイスを実施すること
- (3) 甲が空き家等の所有者等及び市民等からの相談に対応する際に乙が運用するシステム等を活用すること
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 連携協力事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

### （個人情報の取扱い）

第3条 前条に基づき甲が協力する事務の範囲には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を含まないものとする。

### （秘密情報）

第4条 乙は、連携協力事項の実施のため、乙の技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を甲に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して、甲に提供するものとする。

### （秘密保持義務）

第5条 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は提供しないものとする。

### （目的外使用の禁止）

第6条 甲は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。

### （複写・複製）

第7条 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。

(秘密情報の管理)

第8条 甲は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセスまたは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。

(事故)

第9条 甲は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩の恐れが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いを協議しなければならない。

(解除)

第10条 甲及び乙は、相手方がこの協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲が連携協力事項の効果検証の結果に基づき第1条の目的を達成するために効果があると判断し、かつ、有効期限満了の2月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、第5条から第9条までの規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(適用)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議する。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和8年6月1日

甲 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6  
宍粟市  
宍粟市長 福元晶三

乙 愛知県名古屋市中区栄2-11-30 セントラルビル5階  
株式会社クラッソーネ  
代表取締役 川口哲平